

# 当院を受診される皆様へ

## ■ 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、以下の取り組みを行っております。

1. 当院では、診察室等においてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報（他院での診療情報を含む）を、患者さまのご同意のもと活用しております。
2. マイナ保険証の利用を推進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。
3. 診療費の明細書を無償でお渡ししております。
4. 当院は電子処方箋を発行する体制を有しております。
5. 当院は地域医療連携ネットワークに参加しており、患者さまの診療情報を安全に連携しております。

## ■ 電子的診療情報連携について

当院は、地域の医療機関と診療情報を電子的に共有・連携するネットワーク（北はりま絆ネット）に参加しております。現在、以下の医療機関等と患者さまの診療情報（検査結果・画像情報等）を共有しています。

・ 三木山陽病院      ・ 北播磨総合医療センター      ・ 服部病院

## ■ 長期収載品の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、選定療養費として自己負担が発生します。

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の自己負担がかかります。

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。



## ■ 一般名処方加算について

当院では、厚生労働省の指示により、薬局において円滑にお薬が受け取れるように、「一般名処方」を行っております。

（お薬処方の際、メーカー・商品名を指定せず、お薬の成分名を記載しております）

## ■ 時間外対応体制加算について

当院では、再診の患者さまからの電話等による問い合わせに対応できる体制を取っております。診療時間外（～22時）にはクリニックへの問い合わせ電話を転送しております。

症状に応じて専門医療機関へ紹介させていただきます。

時間外対応体制加算の“時間外”とありますが、これは時間外の体制に関する加算であり、再診料を算定する患者さまが対象となり日中の診療時間中に受診した場合も算定されます。

**時間外連絡先：050-1808-0326**

## ■ 皮膚科特定疾患指導管理料について

当院では、厚生労働省の規定に従い、対象となる疾患の患者さまに計画的な治療管理を実施しております。これに伴い、「皮膚科特定疾患指導管理料」を算定させていただきます。なお当院では、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上長期処方に対応する場合があります。処方日数は、疾患の状態・薬剤内容・安全性を踏まえて判断します。

リフィル処方箋についても、患者様の状態に応じて医師が個別に判断いたします。